

玉川野毛町公園

便益・サービスの拠点となる施設の公募について

●玉川野毛町公園の概要

世田谷区立玉川野毛町公園は昭和 31 年に都立公園として開園し、昭和 40 年に区へ移管されて以来、長年にわたり、みどりのオープンスペース及びスポーツ・レクリエーションの場として親しまれてきました。現在、玉川野毛町公園拡張事業(以下、「拡張事業」という)として既開園区域に隣接する約 2.8ha の土地を玉川野毛町公園として拡張整備と既開園区域の改修工事を行っています。拡張事業は平成 30 年度より区民参加の機会を設け、令和 3 年に基本計画を、令和 5 年に基本設計を策定しました。基本設計では便益・サービスの拠点として「公園の顔となるエントランスの中で、人の行き来のある環状八号線と区道が交わる野毛交差点の交通結節点をいかし、公園の魅力が高められるよう「便益・サービスの拠点」をつくります。」と定めています。



●事業者の公募について

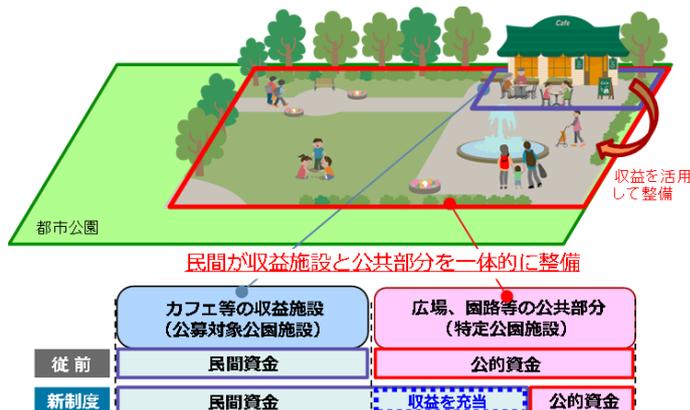
拡張事業において、「便益・サービスの拠点となる施設」は、新たな公園利用や幅広い区民のニーズに対応するために、民間活力による飲食・物販などの便益施設を誘致することとしました。

誘致の方法として都市公園法に基づく公募設置管理制度 (Park-PFI) を活用した事業者の公募を進めています。公募に際しては、日常的な公園利用の楽しみや賑わい創出のほか、防災機能、地産地消、買い物不便地域などの地域課題の解決も含めた提案を求め、併せて、公園管理事務所(有料施設窓口)や公園トイレなどを整備する提案も求めました。

●P-PFI とは・・・

平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。

<P-PFI のイメージ>



●今後のスケジュール※

区民からの意見聴取(HP等)	令和8年3月1日(日)～3月23日(月)
公募設置等計画の変更受付	令和8年3月末頃
3次審査	令和8年4月中旬頃
公募設置等予定者等の決定	令和8年4月末頃
認定計画提出者による工事 供用開始	令和9年10月上旬～令和10年11月下旬 令和10年11月下旬頃

※今後のスケジュールは変更する場合があります。

●区民意見募集について

都市公園法には公募設置管理制度(Park-PFI)に区民意見を聴取することは定められていません。玉川野毛町公園拡張事業では公園の計画段階から区民参加で進めていたこともあり、今回の事業者選定においても区民参加で進めていくことにしました。

●今回の意見募集の活用方法

いただいたご意見は提案書改善の参考として事業者には伝えさせていただきます。

※提案内容は事業者の提案であり、区と協議したものではありません。事業者決定後、実現可能かも含め、世田谷区との協議により詳細を決定します。